

成田市まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における少子高齢化の進展に的確に対応し、将来的な人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある地域社会を維持する施策を検討するに当たり、専門的見地から意見を聴取するため、成田市まち・ひと・しごと創生推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 成田市人口ビジョンの策定及び変更に関すること。
- (2) 成田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び変更に関すること。
- (3) 成田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の成果検証に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員は、地域の活性化等に関し優れた見識を有する者の中から市長が委嘱する。

- 2 会議に座長及び副座長をそれぞれ1人置く。
- 3 座長は、副市長をもって充て、副座長は、委員の中から座長が指名する。
- 4 座長は、会議の会務を統括する。
- 5 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。